

# 地域の課題に取り組む 『子育て・子育ち』支援活動を応援します。

父親同士で  
子育て勉強会を  
やろう！



NPO・企業などで  
力を合せよう！

祖父母世代の力を  
活かしましょう！

子育てしやすい地域環境づくりを目指し、「子育ち」や「子育て」に関する地域の課題解決に向けて、子育て当事者によるグループ、子育て支援活動に取り組むNPO、企業などが協働して取り組む活動に対して支援します。

様々な視点、創意工夫あふれる取り組みをご提案ください。

## ● 応募要項 ●

**応募資格** 県内で活動している、育児サークルなど子育て当事者によるグループや子育て・子育ち支援活動に取り組むNPO、企業

※法人格の有無は問いません。宗教・政治活動を目的とした団体等は対象外です。  
※企業の場合は、社会貢献活動として取り組むものに限ります。

**応募テーマ** ①子育ち支援活動 例)「不登校支援・人間関係づくり支援」など  
②子育て支援活動 例)「家族支援」「育児不安解消・虐待防止」など

**応募要件** ①地域の「子育ち・子育て」に関する課題解決に繋がる内容であること  
※事業実施後、報告書等の提出をもって成果についての発表を求めます。  
②複数の団体等による連携・協働がなされている活動であること  
③事業実施期間が平成30年4月1日～平成31年3月末日であること(事業報告等の手続き含む)  
④営利活動、宗教・政治活動を目的としていないこと  
⑤国・地方公共団体等から助成を受けていないこと

**助成額** 上限15万円(予算の範囲内で6事業程度を採択する予定)  
※事業終了後に成果や収支等を記載した報告書を提出いただき、最終的な助成額を確定します。

**応募方法** 「応募に係る留意事項(ホームページ(<http://www.i-oyacom.net/>)掲載)」をご確認の上、子育て支援地域交流促進型協働事業申込書(本紙裏面)に必要事項を記入し、下記までご応募ください。  
※申込書はホームページ(<http://www.i-oyacom.net/>)からダウンロードすることもできます。  
※メールによる応募の場合は、件名を「子育て支援地域交流促進型協働事業応募係」として下さい。

**応募締切** 平成30年6月22日(金)必着(FAX可)

**採択選考** 書類選考による審査を行い決定します。  
※結果は応募者全員にお知らせします。なお、採択通知後、指定の期日までに交付申請を行っていただくこととなります。

## ● 応募・問合せ先 ●

(公財)いしかわ結婚・子育て支援財団 子育て支援地域交流促進型協働事業応募係  
〒920-8201 金沢市鞍月東2-1 E-mail: info@i-oyacom.net  
TEL: 076-255-1543 FAX: 076-255-1544

## 子育て支援地域交流促進型協働事業 申込書

応募者の概要	(ふりがな) グループ・団体・企業名			
	代表者	役職	氏名	
	所在地等	〒		
	担当者 および 連絡先	役職	氏名	
		TEL	FAX	E-mail
	設立	設立時期： 平成 年 月、設立目的：		
活動概要				
申請事業の概要	事業テーマ	例 不登校支援、育児不安解消		
	事業名			
	実施期間	実施時期： 平成 年 月 ～ 平成 年 月		
	事業の背景、地域の 課題・現状	解決を目指す課題の内容、 課題の原因・背景		
	目的	地域の課題解決に取り組み 目指す状態、 実現したい状態		
	実施内容	スケジュール等、 計画できる範囲で記載		
	協働の必要性と効果	協働の必要性と相乗効果、 期待する事業成果		
	事業費	1.講師謝金： 円	2.旅費： 円	
		3.消耗品費： 円	4.印刷製本費： 円	
		5.通信運搬費： 円	6.施設等使用料： 円	
	7.保険料： 円	8.その他： 円		
詳細は「応募に係る留意事項」 (ホームページ掲載) をご確認ください	総事業費(1～8)合計 [見込]		円	
	助成申請額 [上限 15万円]		円	
連携・協働を 予定している 団体等と それぞれの 主な活動内容及び 事業における役割	名称：			
	活動：			
	役割：			
	名称：			
	活動：			
	役割：			

※別途資料を添付する場合は、できるだけ A4 サイズで統一してください。

## 平成30年度子育て支援地域交流促進型協働事業 応募に係る留意事項

### 1. 補助対象経費

実施する事業に直接要する、必要不可欠な経費が対象です。団体の経常的な運営経費や飲食にかかる経費は対象となりません。なお、事業終了後に提出していただく実績報告書には、補助金を使用したすべての経費について領収書の添付が必要になります。

補助対象経費	内容
報償費	講演会・研修会等の講師・専門家等に対する謝金
旅費	講師、打ち合わせや事業実施のために要する交通費
消耗品費	事業の実施に必要な消耗品費
印刷製本費	事業で使用する資料等のコピー代、チラシ等の印刷費
通信運搬費	事業の実施、連絡に要する郵便料等（電話料は不可）
施設等使用料	会場使用料等
保険料	行事保険・ボランティア保険
その他	事業実施に必要な不可欠な経費

### 〈補助対象とならない経費〉

- ・ 飲食費
- ・ 講師が団体構成員の時、支払いは対象外
- ・ 建物の建設費
- ・ 備品費
- ・ 改修費
- ・ 修繕費
- ・ 補助を受ける団体の人件費
- ・ 日常の運営に要する経費（事務所の光熱水費、家賃、消耗品費、備品費など）
- ・ 支出が領収書等で確認できない経費
- ・ その他 社会通念上公金で賄うことがふさわしくないと考えられる経費

### 2. その他

- ・ 応募にかかる費用は、応募団体の負担とします。
- ・ 提出いただいた書類等は返却いたしません。
- ・ 応募は1団体につき1事業とします。